

# 足立区公契約条例 アンケート集計結果

平成28年6月

- 1 事業者向けアンケート集計結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 1
- 2 労働者向けアンケート集計結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・ P 9

(契 約 課)

## 足立区公契約条例アンケート（事業者向け）集計結果

【問1】 貴社が受注した、足立区公契約条例の適用案件（以下「適用案件」という。）は、次のどれですか。

項目	工事請負契約		業務委託契約		指定管理者協定	
	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
回答数および割合	19	100.0%	3	100.0%	3	100.0%

【問2】 適用案件の受注者は、労働報酬下限額等の条例で定める事項を、業務に従事する労働者へ周知することとされていますが、どのような方法で労働者へ周知しましたか。

項目	工事請負契約		業務委託契約		指定管理者協定	
	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
1 作業場等へ書面を掲示した	14	56.0%	3	75.0%	3	75.0%
2 労働者個人へ書面を交付した	1	4.0%	0	0.0%	1	25.0%
3 各労働者へ口頭で伝えた	8	32.0%	1	25.0%	0	0.0%
4 その他	2	8.0%	0	0.0%	0	0.0%

※「その他」の内容

- ・下請各社の担当者に各労働者への周知を依頼した。（工事）
- ・会議で周知した。（工事）

【問3-1】 公契約条例に関して、労働者等から相談や質問、苦情等がありましたか。

項目	工事請負契約		業務委託契約		指定管理者協定	
	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
1 相談や質問、苦情等があった （問3-2へ）	2	11.1%	0	0.0%	0	0.0%
2 相談や質問、苦情等は無かった （問4-1へ）	16	88.9%	3	100.0%	3	100.0%

【問3-2】 相談や質問、苦情等の内容はどのようなものでしたか。

項目	工事請負契約		業務委託契約		指定管理者協定	
	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
1 労働報酬下限額に関すること	1	50.0%	0	0.0%	0	0.0%
2 労働環境に関すること	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
3 その他	1	50.0%	0	0.0%	0	0.0%

※「その他」の内容

- ・労働者の給与を提示するのに違和感がある。（工事）

【問4-1】 適用案件に従事する労働者へ支払う賃金は、公契約条例施行以前（平成25年度以前）と比較してどう変わっていますか。

<時間単価>

項目	工事請負契約		業務委託契約		指定管理者協定	
	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
1 概ね増加している	9	47.4%	1	33.3%	3	100.0%
2 概ね減少している	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
3 変わらない	10	52.6%	2	66.7%	0	0.0%

<月額>

項目	工事請負契約		業務委託契約		指定管理者協定	
	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
1 概ね増加している	9	47.4%	1	33.3%	3	100.0%
2 概ね減少している	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
3 変わらない	10	52.6%	2	66.7%	0	0.0%

【問4-2】 適用案件に従事する労働者の人数や構成は、公契約条例施行以前（平成25年度以前）と比較して変動していますか。

<労働者の人数>

項目	工事請負契約		業務委託契約		指定管理者協定	
	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
1 概ね増加している	0	0.0%	1	33.3%	1	33.3%
2 概ね減少している	3	15.8%	0	0.0%	0	0.0%
3 変わらない	16	84.2%	2	66.7%	2	66.7%

<労働者の構成>

項目	工事請負契約		業務委託契約		指定管理者協定	
	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
1 若年層増加、高齢者層減少	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
2 若年層減少、高齢者層増加	3	15.8%	0	0.0%	0	0.0%
3 概ね変わらない	14	73.7%	3	100.0%	2	66.7%
4 その他	2	10.5%	0	0.0%	1	33.3%

※「その他」の主な内容

・若年層の増加に加え、高齢者層も増加した。（指定管理）

【問5】 労務台帳の提出にあたり、台帳の様式など、見直しが必要と思われることはありますか。

項目	工事請負契約		業務委託契約		指定管理者協定	
	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
1 ある	2	11.1%	1	33.3%	0	0.0%
2 ない	14	77.8%	2	66.7%	3	100.0%
3 その他	2	11.1%	0	0.0%	0	0.0%

※「ある」の主な内容

- ・二次下請以降にも提出を求めているが、一次下請の会社名を記載する欄もなければ、チェック欄もない。(工事)
- ・職種ごとにレベルの分類があった方がいいと思う。(工事)
- ・少数の入力ができない。(委託)

※「その他」の主な内容

- ・工事が完了していないので、未だ判断できないから。(工事)

【問6】 労働報酬下限額の設定金額や設定基準等（工事請負契約における熟練労働者等は公共工事設計労務単価の90%以上、業務委託契約や指定管理者協定は足立区臨時職員単価以上）に関して、課題と思われることはありますか。

項目	工事請負契約		業務委託契約		指定管理者協定	
	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
1 ある	4	23.5%	0	0.0%	0	0.0%
2 ない	11	64.7%	3	100.0%	3	100.0%
3 その他	2	11.8%	0	0.0%	0	0.0%

※「ある」の主な内容

- ・職種が大まか過ぎて分かりづらい。労働者の中でも仕事内容が分かれる場合があるため、説明するのに苦慮する。(工事)
- ・職種ごとにレベルの分類があった方がいいと思う。(工事)
- ・下限額A、Bのみの設定ではなく、設定金額の柔軟性が必要ではないか。(工事)
- ・熟練労働者の設定金額が高い。(工事)

※「その他」の主な内容

- ・工事が完了していないので、未だ判断できないから。(工事)

【問7】 公契約条例は、労働環境の整備に効果があったと思いますか。また、その理由もご記入ください。

項目	工事請負契約		業務委託契約		指定管理者協定	
	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
1 そう思う	4	22.2%	1	33.3%	1	33.3%
2 そう思わない	0	0.0%	1	33.3%	1	33.3%
3 どちらともいえない	14	77.8%	1	33.3%	1	33.3%

※「そう思う」と答えた理由

- ・最低賃金が明確になることによって、労働環境が整備され、効果があったと思うから。（工事）
- ・退職者が減少したから。（委託）

※「そう思わない」と答えた理由

- ・公契約条例の定める労働報酬下限額に対し、実際の支給額が大幅に上回るから。（委託）
- ・そもそも労働環境の整備は企業にとって必須の取り組みであり、我が社では常に行ってきたことであるから。（指定管理）

※「どちらともいえない」と答えた理由

- ・各下請会社には公契約条例適用工事であることを説明し、労働環境等の見直しを促しているが、それによって大きな影響があったとは結論付けることができないから。（工事）
- ・安全面なども含め、現場全体として見た時の効果はどちらともいえないから。（工事）
- ・労働者の作業環境から考えると物的条件については変化がないが、賃金の詳細が知り得るようになったことで、以前より良くなった者と多少悪くなった者がいたと聞いているから。（工事）
- ・労働環境の整備についての予算が明確に計上されていないから。（工事）
- ・これまでも労働報酬下限額以上の適正な賃金を支払っているから。（工事）
- ・工事が完了していないので、未だ判断できないから。（工事）
- ・公契約条例で定める単価より、元々賃金は高く設定しているから。（委託）
- ・最低賃金の改訂もあり、公契約条例で定める労働報酬下限額との差が少なくなったから。（指定管理）

【問8】 公契約条例は、労働者の労働意欲の向上に効果があったと思いますか。また、その理由もご記入ください。

項目	工事請負契約		業務委託契約		指定管理者協定	
	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
1 そう思う	2	11.8%	1	33.3%	1	33.3%
2 そう思わない	3	17.6%	1	33.3%	1	33.3%
3 どちらともいえない	12	70.6%	1	33.3%	1	33.3%

※「そう思う」と答えた理由

- ・やりがいが出て、労働意欲が上がるから。（工事）
- ・労働報酬下限額が明確になったので、労働環境の向上に効果があったと思うから。（工事）
- ・時給が上がることで労働意欲の向上に繋がったから。（業務委託）

## ※「そう思わない」と答えた理由

- ・労働環境は変化していないから。(工事)
- ・公契約条例の定める労働報酬下限額に対し、実際の支給額が大幅に上回るから。(業務委託)
- ・業績や業務評価による賃金上昇効果を半減させているから。(指定管理)

## ※「どちらともいえない」と答えた理由

- ・労働単価が変わらないから。(工事)
- ・高い賃金の労働者にはマイナス要因、低い賃金の労働者にはプラスになったものと思うが、総体的にはマイナスの印象があるから。(工事)
- ・賃金が増えることと労働意欲についての効果はもう少し時間がかかると思うから。(工事)
- ・工事が完了していないため、未だ判断できないから。(工事)
- ・これまでも労働報酬下限額以上の賃金を支払っているから。(工事)
- ・賃金に関して公契約条例で定める単価より、元々高く設定しているから。(業務委託)
- ・最低賃金の改訂もあり、公契約条例で定める労働報酬下限額との差が少なくなったから。(指定管理)

【問9】 公契約条例は、業務の質の向上に効果があったと思いますか。また、その理由もご記入ください。

項目	工事請負契約		業務委託契約		指定管理者協定	
	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
1 そう思う	3	16.7%	1	33.3%	0	0.0%
2 そう思わない	5	27.8%	1	33.3%	1	33.3%
3 どちらともいえない	10	55.5%	1	33.3%	2	66.7%

## ※「そう思う」と答えた理由

- ・労働者の内容が分かったことは、今後の業務分析に役立つと思われる。二次、三次下請の労働保険の加入状況等がある程度把握できたことは、今後の下請選定に役立つと思われるから。(工事)
- ・意欲向上により業務に励むことが出来るから。(委託)

## ※「そう思わない」と答えた理由

- ・公契約条例適用工事に関わらず、どの工事においても高い品質が得られるよう、努力しているから。(工事)
- ・要求される品質は、労務費以上の水準だから。(工事)
- ・公契約条例で定める労働報酬下限額に対し、実際の支給額が大幅に上回るから。(委託)
- ・頑張っても頑張らなくても賃金が増えると、評価や業績に意味が無くなってしまふから。(指定管理)

## ※「どちらともいえない」と答えた理由

- ・元々熟練者と契約しているので、業務の質は変わらないから。(工事)
- ・要求された品質以上に高い品質で仕上がることはないと思われる。労働時間の短縮向上につながっている様には思われぬから。(工事)
- ・賃金が増えることの労働意欲についての効果は、もう少し時間がかかると思うから。(工事)
- ・これまでも品質を下げるような業務は行っていないから。(工事)

- ・工事が完了していないので、未だ判断できないから。(工事)
- ・公契約条例で定める労働報酬下限額より、元々賃金は高く設定しているから。(委託)
- ・最低賃金の改訂もあり、公契約条例で定める労働報酬下限額との差が少なくなったから。(指定管理)

【問10】 公契約条例は、地域経済の活性化に効果があったと思いますか。また、その理由もご記入ください。

項目	工事請負契約		業務委託契約		指定管理者協定	
	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
1 そう思う	3	16.7%	0	0.0%	0	0.0%
2 そう思わない	2	11.1%	1	33.3%	1	33.3%
3 どちらともいえない	13	72.2%	2	66.7%	2	66.7%

※「そう思う」と答えた理由

- ・(理由の記載なし)

※「そう思わない」と答えた理由

- ・公契約条例の定める労働報酬下限額に対し、実勢の支給額が大幅に上回るから。(委託)
- ・税引前当期利益を圧迫し、法人税の減少を招く恐れがあるから。(指定管理)

※「どちらともいえない」と答えた理由

- ・当該案件は特殊な工種もあり、労働者雇用等の面で地域活性化に繋がっているか判断できないから。(工事)
- ・条例が施行されたばかりなので、地域経済が活性化されたと思うことが出てこない。今後数年経てば公契約条例の適用案件に効果が出てくるのではないかと思われるから。(工事)
- ・できる限り足立区に事業所のある会社を選定するよう、努力しているから。(工事)
- ・社会全体の物価が上昇しているため、賃金上昇が消費につながるかは不明であるから。(工事)
- ・賃金が上がることが労働者の消費につながるとは現在の状況では考えにくいですが、官民を問わず、総合的な賃金底上げの必要性を感じるから。(工事)
- ・賃金上がることで消費するお金が増えるから。(工事)
- ・賃金支払額が明確化されているだけで、その他には変わらないと思うから。(工事)
- ・工事が完了していないので、未だ判断できないから。(工事)
- ・公契約条例で定める労働報酬下限額より、元々賃金は高く設定しているから。(委託)
- ・判断する情報がないから。(指定管理)

【問11】 条例施行後、約2年が経過しましたが、足立公契約条例の目的や内容などについて、どれくらい理解できていると自己評価されていますか。

項目	工事請負契約		業務委託契約		指定管理者協定	
	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
1 十分理解できている	2	11.1%	3	100.0%	2	66.7%
2 まあまあ理解できている	13	72.2%	0	0.0%	1	33.3%
3 あまり理解できていない	3	16.7%	0	0.0%	0	0.0%
4 ほとんど理解できていない	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
5 その他	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%

【問12】 労働報酬下限額以上の賃金支払い以外で、貴社が独自に、労働条件の確保に向けて取り組まれていることがありましたら、教えて下さい。

項目	工事請負契約		業務委託契約		指定管理者協定	
	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
1 退職金制度の導入	8	47.1%	0	0.0%	0	0.0%
2 福利厚生の実施	4	23.5%	0	0.0%	2	66.7%
3 その他	5	29.4%	2	100.0%	1	33.3%

※「福利厚生の実施」の内容

- ・各種資格取得の全面援助。（工事）
- ・資格取得助成制度の導入。（指定管理）
- ・健康診断、インフルエンザ予防接種等の助成。（指定管理）

※「その他」の内容

- ・各種資格取得の全面援助。（工事）
- ・当月の出来高に対する月末支払い（現金で全額払い）。（工事）
- ・登用制度、報奨金制度、永年勤続表彰（副賞あり）。（委託）
- ・資格獲得支援策としての補助制度。（委託）
- ・正社員化の推進。（指定管理）

【問13】 足立区公契約条例に関して、ご意見やご要望がありましたら、ご記入ください。

- ・貴区の公契約条例適用案件は事例としてもまだ少なく、弊社としても初めての取り組みであったため、ご参考にならない回答となってしまった。次に、受注機会があれば、さらに本条例に関する理解を深め、労働者とのヒアリングも密にしていければと思う。（工事）
- ・公契約条例に関しては大変すばらしい制度であると思うが、事業者の立場から意見を述べると、大変な労力と時間を費やすため、条例の見直しを検討いただけたらと思う。（工事）
- ・労働報酬下限額を下回ると作業員が集まらないため、労働報酬下限額以上の賃金を支払っているのに、台帳作成にかかる手間だけが増えてしまったという意見が下請業者からあった。（工事）



- ・本条例施行後、当企業体として一年が経過したが、（条例適用工事の受注）実績がないため、四苦八苦の毎日である。実情を言えば書類の作成が極めて大変な作業である。下請企業の中には労働者の給与を提示することに違和感を感じる企業もいるのが現状である。今回は工事を請け負ってもらったが、今回は条例が絡む様な仕事は見合わせたいと一部の企業から話があった。理由として適正な雇用契約を労働者と締結している訳であり、労働報酬下限額以下で契約している場合、条例適用工事完了後、賃金を以前の水準に戻す訳にはいかなくなるとの相談もあった。もう少しシステムの負荷を軽減出来るように、当企業としても円滑に出来るように貢献していきたいと思う。（工事）
- ・ダンピング抑制に対して多少なりの効果はあると思う。現在、建設業界が直面しているのは報酬額の低さだけでなく社会保険未加入問題が直近の課題である。公契約条例だけの対応ではなく、未加入労働者への救済策が必要であり、このことは公契約条例とは切り離せない問題と考えられる。このままでは社会保険未加入者は廃業を余儀なくされるため、何らかの救済措置が必要と思われる。（工事）
- ・本条例の対象工事を施工するのが、当企業体および協力業者を含めて初めてであり、全く経験がないため、どのように対処してよいか戸惑っているのが現状である。現段階では未だ書類を提出していないが、聞くところによると書類の作成が大変との声もあり、不安を感じている。また、書類作成の経費を予定価格に見込んで欲しいと思う。これは当企業体及び協力業者からの意見であり、費用を別途見込んでくれなければ、書類作成の協力をしづる業者もいる状況である。（工事）

## 足立区公契約条例アンケート（労働者向け）集計結果

項目	工事請負契約		業務委託契約		指定管理者協定	
	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
回答数および回答率	233	72.8%	30	100.0%	90	100.0%

【問1-1】 あなたのお勤め先はどちらですか。

項目	工事請負契約		業務委託契約		指定管理者協定	
	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
1 足立区内にある事業所	103	44.2%	25	83.3%	90	100.0%
2 足立区外にある事業所	122	52.4%	5	16.7%		
3 一人親方 [労働者を雇用せず、自分自身と家族などで仕事を行う事業主]	8	3.4%				

※「足立区外にある事業所の主な区市町村」の概要

【工事請負契約】（江戸川区16、越谷市9、松戸市9、葛飾区7、さいたま市7）

【業務委託契約】（新宿区2、渋谷区1、豊島区1、柏市1）

【問1-2】 あなたのお住まいはどちらですか。

項目	工事請負契約		業務委託契約		指定管理者協定	
	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
1 足立区内	60	25.8%	9	30.0%	49	54.4%
2 足立区外	173	74.2%	21	70.0%	41	45.6%

※「足立区外の主な区市町村」の概要

【工事請負契約】（江戸川区19、葛飾区14、松戸市14、越谷市11、草加市11）

【業務委託契約】（松戸市3、江戸川区2、葛飾区2）

【指定管理者協定】（越谷市5、葛飾区3、草加市3）

【問2-1】 あなたが、いま働いている足立区の発注工事（業務委託契約や指定管理者協定）は、足立区公契約条例の適用工事（適用案件）です。条例の適用工事は全ての労働者に対し、足立区が定めた金額（労働報酬下限額）以上の賃金が支払われることが保証されていますが、このことをご存じですか。

項目	工事請負契約		業務委託契約		指定管理者協定	
	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
1 知っている（問2-2へ）	192	82.4%	26	86.7%	89	98.9%
2 知らなかった（問3-1へ）	41	17.6%	4	13.3%	1	1.1%

【問2-2】 労働報酬下限額以上の賃金が保証されていることは、どのようにして知りましたか。

項目	工事請負契約		業務委託契約		指定管理者協定	
	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
1 会社（勤務先）からのお知らせで知った	106	48.8%	18	48.7%	40	36.7%
2 作業場（職場）に掲示してある書面を見て知った	66	30.4%	16	43.2%	61	56.0%
3 作業場（職場）で交付された書面を見て知った	21	9.7%	0	0.0%	7	6.4%
4 あだち広報や足立区ホームページなど、足立区からのお知らせで知った	8	3.7%	3	8.1%	1	0.9%
5 その他	16	7.4%	0	0.0%	0	0.0%

※「その他」の主な内容

- ・現場新規入場者教育時の説明で知った。（工事）
- ・労働組合のお知らせで知った。（工事）

【問3】 あなたの職種と経験年数を教えてください。

【工事請負契約】

- ①主な職種 電気工事工21、配管工16、鉄筋工14、土工13、内装工13、大工10
- ②経験年数（平均17.9年）

【業務委託契約】

- ①主な職種 事務11、設備管理等8、図書館業務4
- ②経験年数（平均8.94年）

【指定管理者協定】

- ①主な職種 図書館業務等41、センター業務等23、事務11
- ②経験年数（平均5.1年）

項目	工事請負契約		業務委託契約		指定管理者協定	
	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
経験年数（0～5年）	47	20.2%	15	50.0%	57	63.3%
経験年数（6～10年）	29	12.4%	7	23.3%	23	25.6%
経験年数（11～15年）	26	11.2%	3	10.0%	7	7.8%
経験年数（16～20年）	37	15.9%	2	6.7%	3	3.3%
経験年数（21年～）	94	40.3%	3	10.0%	0	0.0%

【問４－１】 あなたは、いま働いている足立区の発注工事（業務委託契約や指定管理者協定）において、足立区が定める労働報酬下限額以上の賃金をもらっていますか。

項目	工事請負契約		業務委託契約		指定管理者協定	
	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
1 もらっている（問４－２へ）	176	78.6%	24	82.8%	89	98.9%
2 もらっていない（問４－３へ）	8	3.6%	0	0.0%	0	0.0%
3 労働報酬下限額が分からない・知らない	40	17.8%	5	17.2%	1	1.1%
回答率（%）	224/233	96.1%	29/30	96.7%	90/90	100.0%

【問４－２】 あなたは、いま働いている足立区の発注工事でもらう賃金は、熟練労働者の賃金ですか。熟練労働者以外の賃金ですか。【工事請負契約のみの設問】

項目	工事請負契約	
	回答数	割合
1 熟練労働者の賃金	129	64.2%
2 熟練労働者以外の賃金	42	20.9%
3 労働報酬下限額が分からない・知らない	30	14.9%
回答率（%）	201/233	86.2%

【問４－３】 あなたは、いま働いている足立区の発注工事（業務委託契約や指定管理者協定）において、足立区が定める労働報酬下限額以上の賃金をもらっていないと答えた理由は何ですか。【複数回答あり】

項目	工事請負契約		業務委託契約		指定管理者協定	
	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
1 熟練労働者なのに熟練労働者以外の賃金しかもらっていないから	9	52.9%				
2 最低賃金よりは上回っているが、労働報酬下限額を下回っているから	5	29.4%	0	0.0%	0	0.0%
3 労働報酬下限額が分からない・知らない【問4-2回答再掲】	(30)	(14.9%)	(5)	(17.2%)	(1)	(100.0%)
4 その他	3	17.7%	0	0.0%	0	0.0%

※「その他」の主な内容

- ・他の現場より少ないから。（工事）
- ・労働報酬下限額と給料の差が分からないから。（工事）

【問5-1】 あなたが、いま働いている足立区の発注工事（業務委託契約や指定管理者協定）でもらう賃金は、他の工事（業務委託契約や指定管理者協定）でもらう賃金と比べて高いですか、低いですか。

項目	工事請負契約		業務委託契約		指定管理者協定	
	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
1 高い（問5-2へ）	21	10.3%	8	27.6%	2	2.2%
2 低い（問6へ）	10	4.9%	2	6.9%	1	1.1%
3 変わらない	141	69.5%	5	17.2%	2	2.2%
4 他の工事（職場）で働いたことがないので、比較できない	31	15.3%	14	48.3%	85	94.5%
回答率（%）	203/233	87.1%	29/30	96.7%	90/90	100.0%

【問5-2】 賃金が多くもらえることで、仕事のやる気、出来ばえに変化はありましたか。

<仕事のやる気>

項目	工事請負契約		業務委託契約		指定管理者協定	
	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
1 増える	97	58.4%	11	84.6%	12	70.6%
2 変わらない	68	41.0%	2	15.4%	4	23.5%
3 その他	1	0.6%	0	0.0%	1	5.9%
回答率（%）	166/233	71.2%	13/30	43.3%	17/90	18.9%

※「その他」の内容

- ・（記載がないため不明）

<出来ばえ> 【工事請負契約のみの設問】

項目	工事請負契約	
	回答数	割合
1 良くなる	72	45.0%
2 変わらない	86	53.8%
3 その他	2	1.2%
回答率（%）	160/233	68.7%

※「その他」の内容

- ・経験年数が少ないので分からないから。
- ・自分なりに最大限に努力しているつもりであるが、出来ばえは分からないから。

【問6-1】 建設業退職金共済（建退共）の手帳はお持ちですか。【工事請負契約のみの設問】

項目	工事請負契約	
	回答数	割合
1 持っている（問6-2へ）	69	30.5%
2 持っていない（問7へ）	157	69.5%
回答率（%）	226/233	97.0%

【問6-2】 働いた日数に応じた共済証紙は受け取っていますか。【工事請負契約のみの設問】

項目	工事請負契約	
	回答数	割合
1 受け取っている	63	57.3%
2 受け取っていない	47	42.7%
回答率（%）	110/233	47.2%

【問6-3】 建退共の手帳を持っていない理由を教えてください。

【工事請負契約のみの設問、複数回答あり】

項目	工事請負契約	
	回答数	割合
1 手続きや保管などが、めんどうだから	29	19.0%
2 以前は持っていたが、なくしてしまったから	6	3.9%
3 中小企業退職金共済（中退共）に加入しているから	39	25.5%
4 建退共の制度を知らないから	50	32.7%
5 その他	29	18.9%

※「その他」の主な内容

- ・一人親方や代表取締役のため、加入していないから。
- ・中退共や厚生年金など、建退協に代わるものに加入しているから。

【問7】 足立区公契約条例に関し、ご意見やご質問等がありましたら、ご記入ください。

- ・労働者賃金の公平化に良い制度だと思う。（工事）
- ・このような条例をもっと早く創って欲しかった。賃金も変っていたであろう。（工事）
- ・新規入場時に労働報酬下限額が区ごとに定めていることを知った。労働者への周知が不十分と思われる。（工事）
- ・賃金を上げて労働者の給料が上がるとは限らない。（工事）

- ・各職種が労働者へ現場入場時に説明することは、労働者にとって安心にも繋がるのでいいと思う。  
しっかりした現場は今後もしっかりした職人が集まりやすい環境にもなると思う。（工事）
- ・建退共制度があまり現場で広まっていない。事業者へ言い出しにくく個人で払っているのもっとわかりやすい制度にしてもらいたい。建退共制度を知らない人が多い。（工事）
- ・所属会社の労働契約がおおまかなので、足立区公契約条例との運用状況の関係性が不明である。  
（委託）
- ・足立区公契約条例の内容が良く知らないので答えようがない。（委託）
- ・最低賃金は1300円位にしてもらいたい。（委託）
- ・労働報酬下限額が高ければ働く側としての意欲が上がる。また、現在5年程度の指定管理期間が10年位の期間になれば少しは安心して働ける。（指定管理）
- ・賃金が保障されているということは、とても安心する。（指定管理）

（注1）設問によっては未回答や複数回答があるため、設問ごとの回答数合計は必ずしも回答者総数と一致しない。

（注2）回答数の割合は、設問ごとの回答数合計に対する比率である。